

資料の一部訂正について

○ 別紙 別紙 1—4 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号） 該当ページ（通し番号 P338）

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき~~200490~~単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、1月につき~~10050~~単位を所定単位数に加算する。

（新設）

○ 別紙 別紙 1—5 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号） 該当ページ（通し番号 P472）

3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき~~200490~~単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、1月につき~~10050~~単位を所定単位数に加算する。

（新設）